

未納・未加入の状況等について

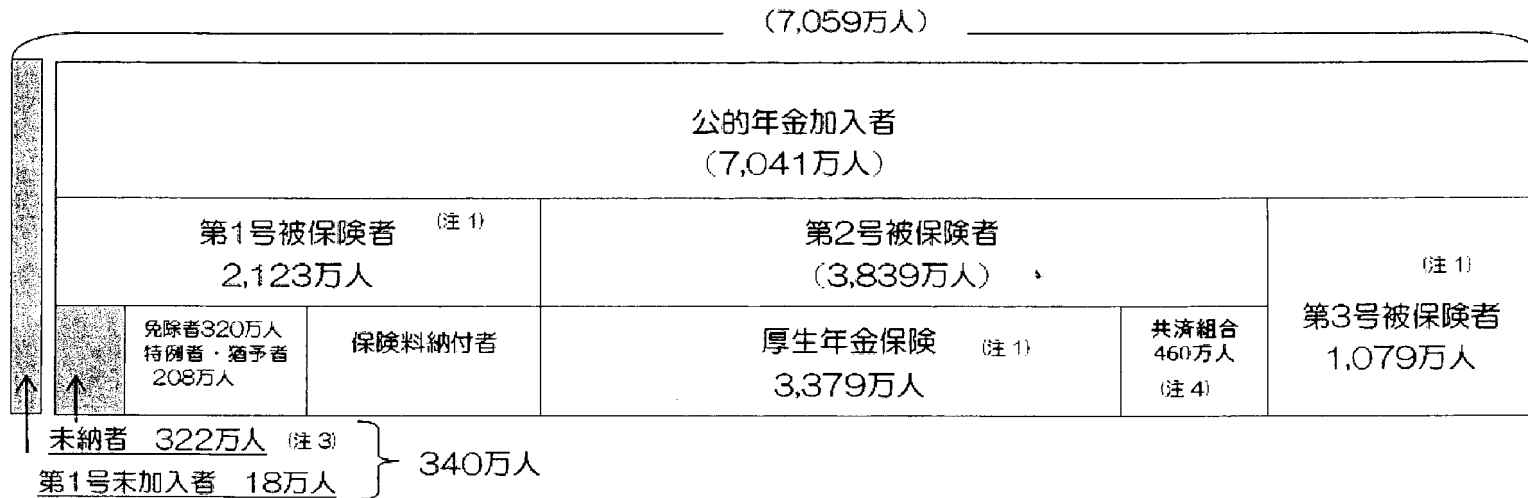
公的年金制度の加入状況等について

《公的年金加入者の状況（平成18年度末）》

- 未納者（平成18年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者）は約322万人、未加入者は約18万人。

公的年金加入対象者全体の約95%は保険料を納付(免除及び猶予を含む。)している。

※ 未納者と未加入者を合わせた約340万人は、公的年金加入対象者数の4.8%。



(注2)

(注1) 平成19年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(32万人)を含めて計上している。

2 公的年金加入状況等調査の平成13年結果及び平成16年結果を線型按分した推計値。

3 未納者とは、24か月(17年4月～19年3月)の保険料が未納となっている者。

4 平成18年3月末現在。

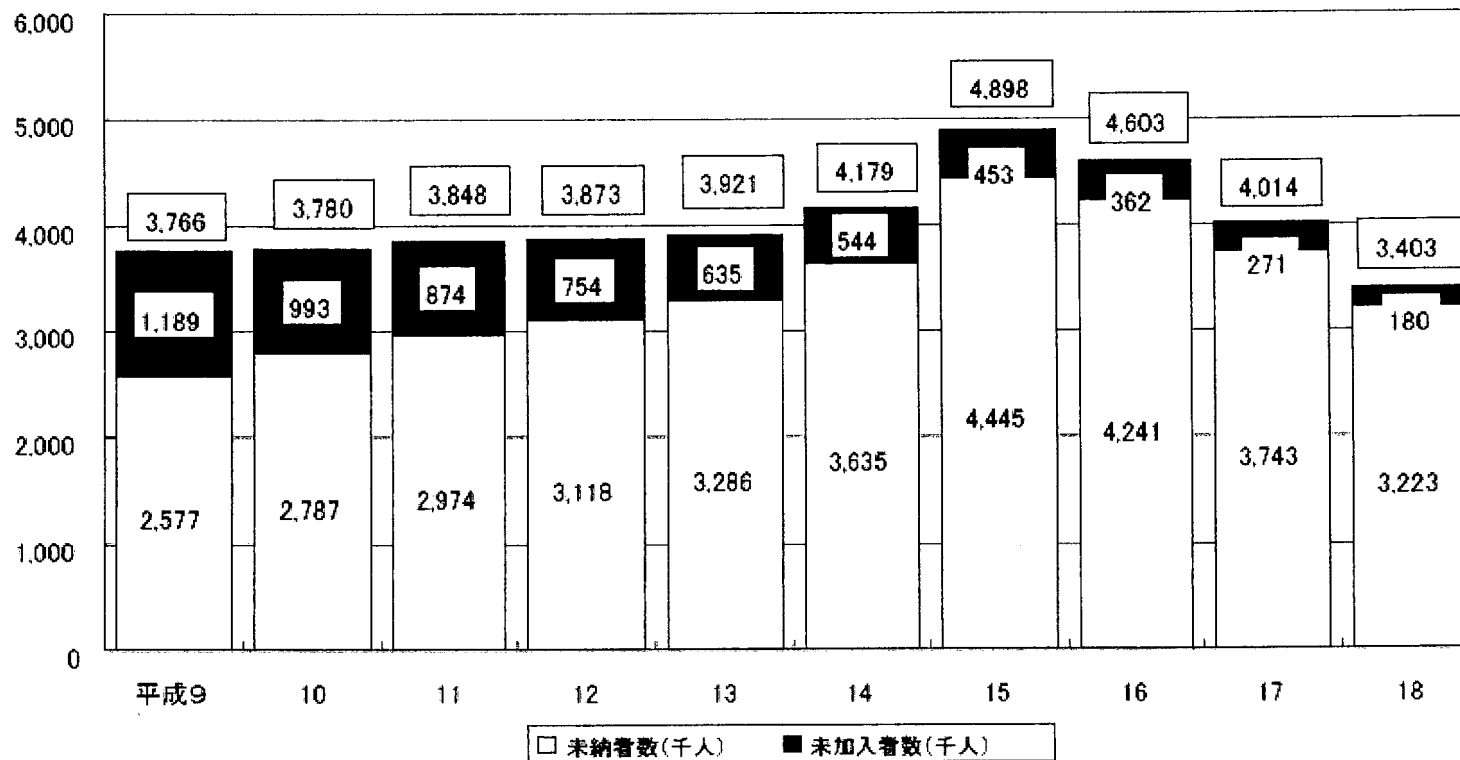
5 ()内は、時点が異なる数値を単純合計して得られた暫定値。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

○ 近年、未加入者・未納者数は減少。



注) 未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

注) 平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況
と今後の取組等について」(社会保険庁)

国民年金の未加入対策

- 以下のようなこれまでの対策により、平成9年度において119万人であった未加入者が、平成18年度では18万人と、着実に減少。

1. 制度未加入者への対策

- (1) 20歳になった者全員に国民年金加入の通知をした上で、届出がない場合には職権で国民年金を適用(平成7年度～)
- (2) 住基ネットを活用した未加入者の把握
住基ネットを活用し、34歳到達時点等における未加入者の把握を行い、加入の届出勧奨を実施(今後実施予定)

2. 転業転職による年金制度間での移行の際の対策

- (1) 企業を退職後、国民年金の届出がない者に、届出用紙を同封した通知を送付(平成10年度～)
届出がない者には職権で国民年金を適用(平成17年8月～)
- (2) 国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知(平成18年度～)
- (3) 職業安定所との連携により、失業者に対する種別変更手続きの周知を徹底(平成16年10月～)

国民年金保険料の未納対策①

納付率向上に向けた戦略

納めやすい環境づくり

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - (口座振替率)
 - 16年度末 17年度末 18年度末
 - 37% → 40% → 40%
 - 651万人 660万人 642万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H20.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~) (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 347万件 → 589万件 → 749万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~) (利用状況)
 - 16年度 17年度 18年度
 - 7万件 → 14万件 → 24万件
- クレジットカード納付の導入 (H19年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)



強制徴収対象

納付督促対象

納付督促の実施

- 催告状(手紙)
 - H17年度 3,418万件
 - H18年度 1,863万件
- 電話
 - H17年度 823万件
 - H18年度 545万件
- 戸別訪問(面談)
 - H17年度 1,774万件
 - H18年度 1,627万件
- 集合徴収(呼出)
 - H17年度 1,952万件
 - H18年度 1,143万件

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除等対象

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例(学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ)を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H19年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H20.4~)

強制徴収の実施 □不公平感の解消と波及効果

	17年度	18年度
最終催告状	172,440件	310,551件
納付等	43,459件	102,335件
財産差押え	3,048件	11,910件

最終催告状は当該年度に着手し発行した件数
納付等、財産差押え件数は、平成19年3月末現在

最終的に60万件実施可能な体制を構築

質の向上・効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~) (17年度) 5箇所 → (18年度) 35箇所 → (19年度) 95箇所

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H19年度~)

国民健康保険(市町村)との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H20.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H20.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H21.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

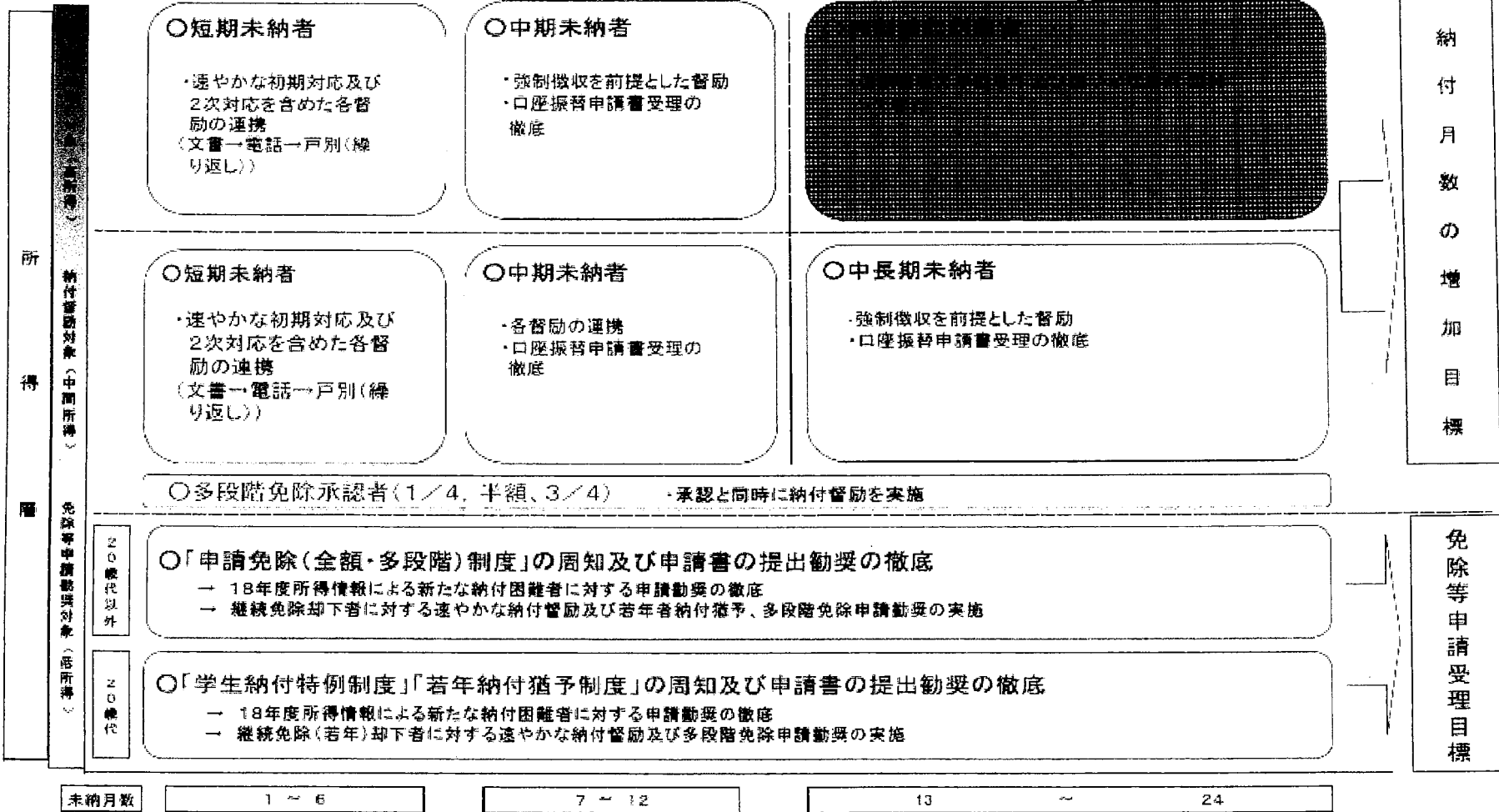
※下線部は、今後法律等により新たに措置した事項

【資料出所】
「納付率向上に向けた戦略」(社会保険庁)

国民年金保険料の未納対策②

納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督促事蹟等の属性別に未納者数を把握



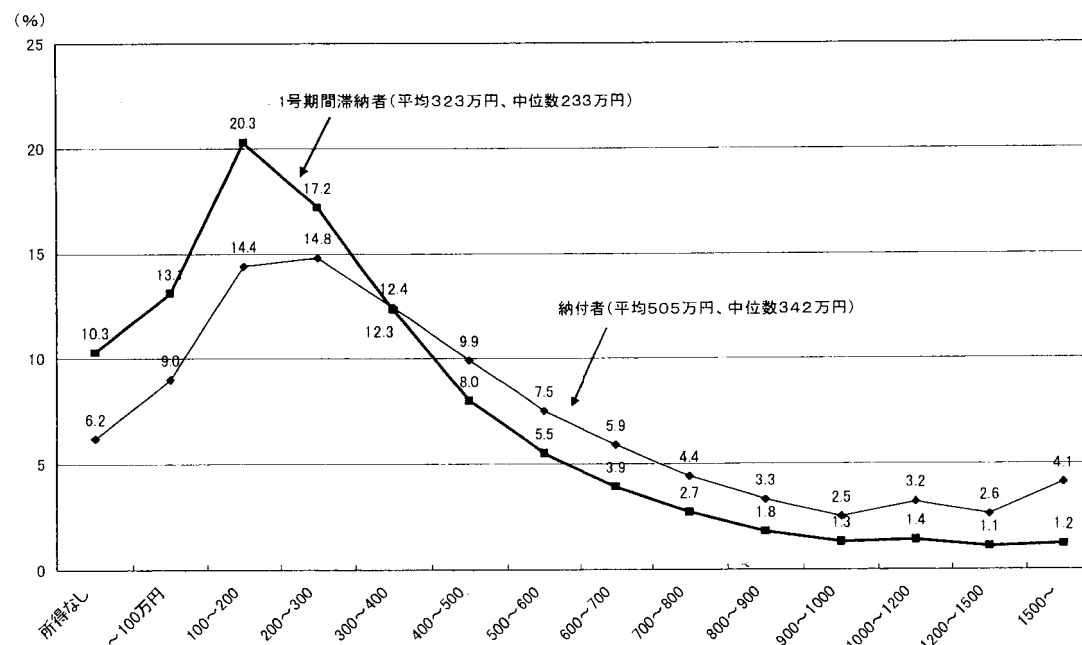
【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」（社会保険庁）

保険料滞納者の状況(1)

《世帯の収入①》

- 『国民年金被保険者実態調査(平成17年)』では、国民年金1号被保険者のうち、「滞納者*1」と「納付者*2」の世帯の所得分布をみると、全体的にはいずれも同じような傾向ではあるものの、滞納者については、納付者と比べ、年収200万円未満である者の割合が比較的多くなっている。
- この結果、滞納者の中位数は233万円と、納付者と比べ100万円以上少ない。



【資料出所】
国民年金被保険者実態調査
(平成17年)

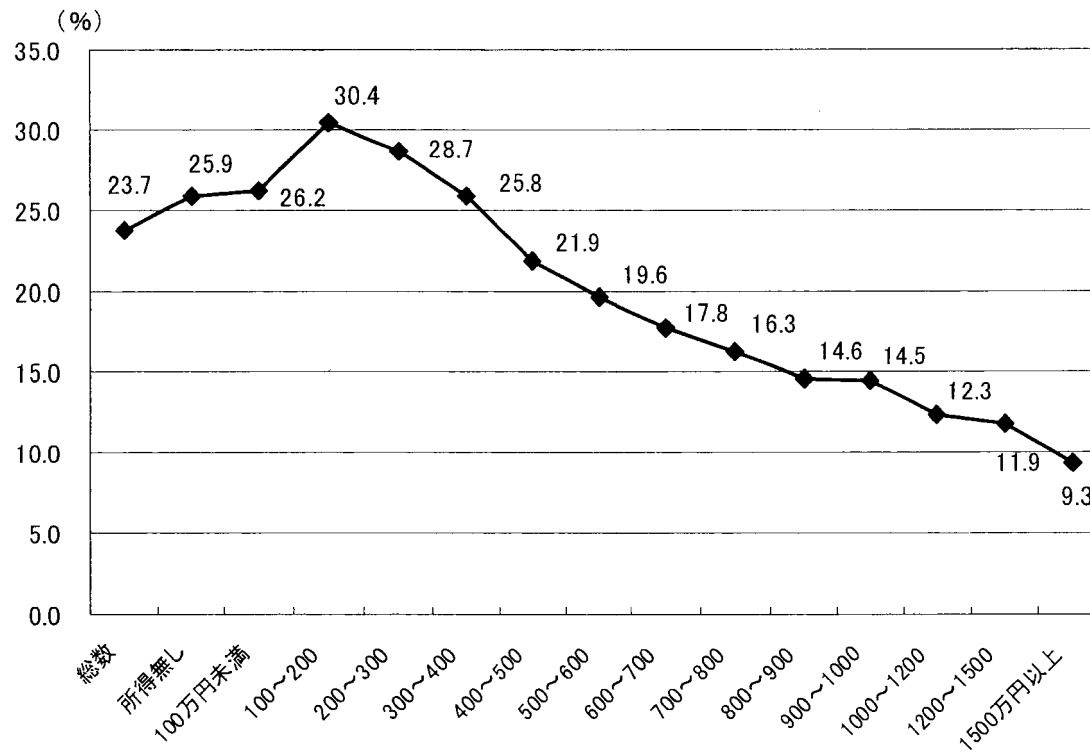
《本資料の留意点》

- * 1 滞納者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、その全ての保険料を納めなかった者」をいい、社会保険庁が毎年公表している「未納者」(過去2年間のすべてが1号被保険者期間であって、その全ての保険料を納めなかった者)と定義が異なる。
- * 2 納付者とは、「過去2年間の納付対象月が1ヶ月以上ある者であって、保険料を1ヶ月以上納めた者」をいう。

保険料滞納者の状況(2)

《世帯の収入②》

- 国民年金1号被保険者のうち、滞納者の割合を世帯での所得階級別にみると、低所得者である程、滞納者の割合が高くなっている。
- しかしながら、所得が1,500万円以上の世帯でも、保険料を滞納している者が約1割存在する。

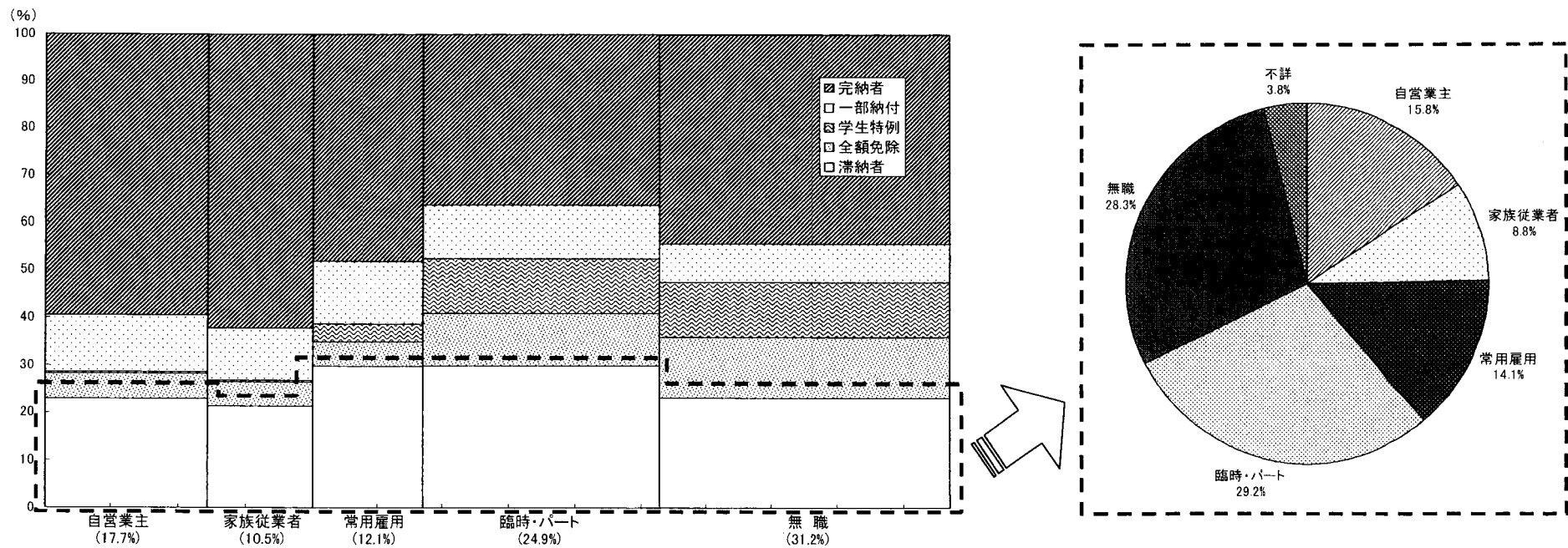


【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(3)

《本人の就労状況》

- 就労状況をみた場合、「常用雇用」と「臨時・パート」で、滞納者の占める割合が多い。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。
- 滞納者のうちでは、「臨時・パート」と「無職」の占める割合が多い。



【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(4)

《国民年金保険料を納付しない理由①》

- 保険料を納付しない理由について、年齢階級別にみると、すべての年齢階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。(図①)
- 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の理由をより詳細にすると、「元々所得が少ないから」という理由が各年齢階級において過半数を占めており、「失業、事故などにより所得が低下したから」の割合は、最も高い55～59歳でも3割に満たない。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が少ないうえに、保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	65.6	4.8	3.8	0.7	14.8	7.0	3.2
20～24歳	100.0	66.4	5.2	1.4	0.0	16.2	5.1	5.7
25～29歳	100.0	64.6	6.0	0.8	0.0	16.3	8.5	3.9
30～34歳	100.0	60.6	5.3	2.2	0.0	20.4	8.6	2.8
35～39歳	100.0	63.9	6.8	3.8	0.0	17.1	6.4	1.9
40～44歳	100.0	70.2	4.2	5.7	0.0	12.3	5.7	2.0
45～49歳	100.0	68.4	2.9	8.1	0.5	10.2	7.7	2.2
50～54歳	100.0	72.0	2.2	9.4	2.2	6.2	6.8	1.1
55～59歳	100.0	64.7	1.9	8.5	7.0	8.3	8.2	1.4

図② 年齢階級別保険料を納付しない理由(滞納者)

(単位: %)

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	61.2	15.1	17.5	6.2
20～24歳	100.0	70.5	6.4	13.0	10.0
25～29歳	100.0	66.5	12.7	14.3	6.4
30～34歳	100.0	60.6	15.3	17.1	7.1
35～39歳	100.0	57.8	15.2	22.7	4.3
40～44歳	100.0	51.9	19.0	25.3	3.8
45～49歳	100.0	55.0	20.5	20.8	3.7
50～54歳	100.0	54.8	20.9	19.8	4.5
55～59歳	100.0	51.1	29.9	16.6	2.4

注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

注2. 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者を集計している。

【資料出所】

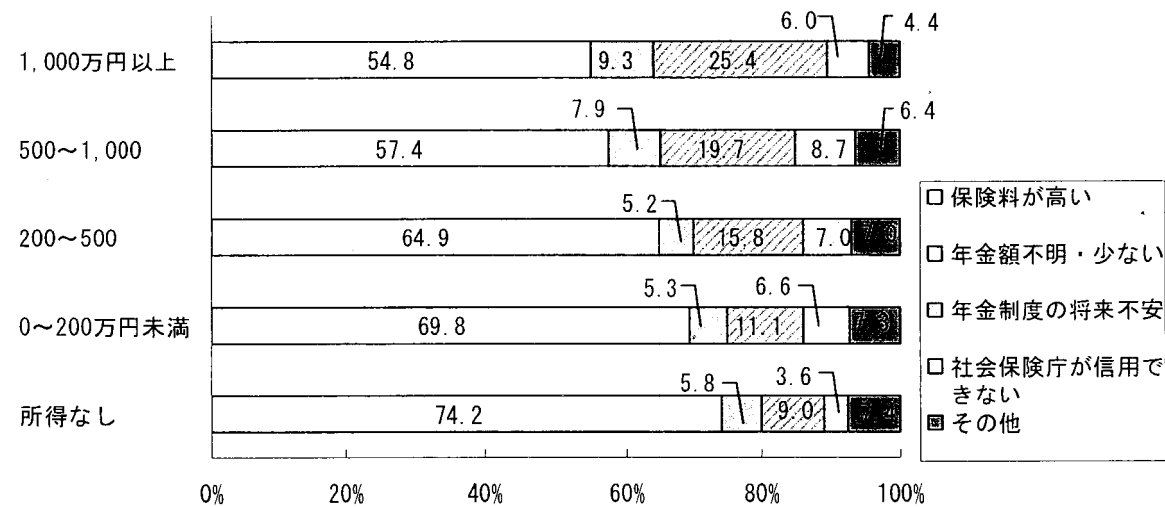
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(5)

《国民年金保険料を納付しない理由②》

○ 保険料を納付しない理由としては、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も多かったが、これを世帯の総所得金額階級別にみると、すべての所得金額階級において、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっており、世帯所得金額が1,000万円以上であっても、半数以上を占める。(図③)

図③ 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由(滞納者)



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

保険料滞納者の状況(6)

《保険料を納付しないことについての意識》

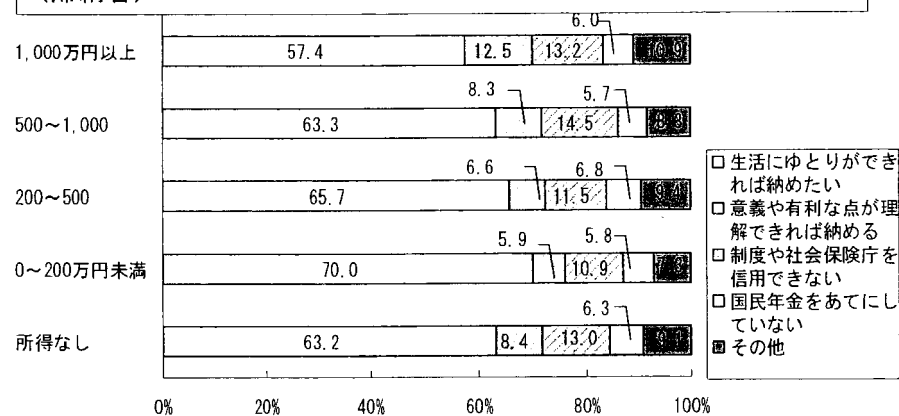
- 年齢階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者が約6割となっており、年齢が上がるにつれ高くなる傾向にある。(図①)
- 世帯の総所得金額階級別に、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上でも半数以上となっている。(図②)

図① 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識(滞納者)

(単位：%)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険料は信用できないので納める考えはない	国民年金をあてにしている考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	8.2	13.2	6.5	9.0
20～24歳	100.0	60.2	11.1	12.1	6.6	10.1
25～29歳	100.0	60.0	8.1	16.0	7.8	8.0
30～34歳	100.0	59.8	10.5	16.0	7.0	6.7
35～39歳	100.0	59.9	6.0	17.2	7.6	9.2
40～44歳	100.0	66.6	7.9	10.3	5.1	10.1
45～49歳	100.0	69.2	6.1	10.8	6.2	7.8
50～54歳	100.0	74.6	6.3	8.5	3.0	7.7
55～59歳	100.0	65.7	4.9	9.5	6.7	13.2

図② 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識(滞納者)

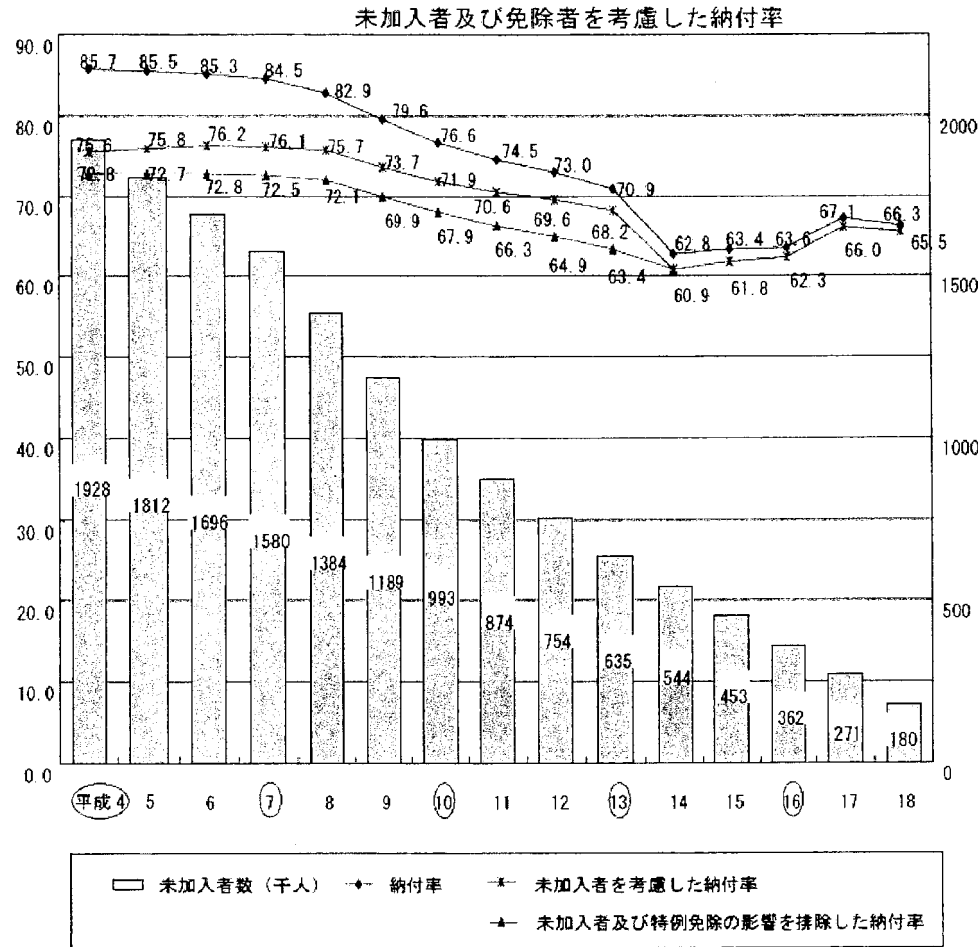


注 回答不詳以外の者に対する割合である。

【資料出所】
「国民年金被保険者実態調査」(平成17年)

《参考資料》

国民年金保険料の納付状況等の推移及びその分析



(注)平成4、7、10、13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。
他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線型推分したもの。

① 平成9年度以降、全ての市町村において20歳到達者で加入手続を行わない者に対する職権適用(国民年金手帳の送付)が行われた結果、未加入者(注)数が大幅に減少

(注)「未加入者」とは、国民年金の第1号被保険者に該当するが、加入手続を行っていないため、第1号被保険者として把握されていない者

② 平成13年度以前(地方分権前)には、現在の免除基準には該当しない者であっても、特例で免除が認められていた(特例免除)

(例)免除基準上非免除となるが所得が低いと考えられる者

○ ①未加入者の影響、②特例免除の影響を排除して納付率を算出することにより、市町村が保険料を徴収していた時代の納付率を現在と同じ条件で比較することが出来る(いわば実力ベースの納付率)。

(注)未加入者及び特例免除を分母に加えることにより、納付率の比較を行う。

○ 平成9年度の納付率(79.6%)について、「実力ベース」での納付率を計算すると、次のとおり

●未加入者の影響を排除 → **73.7%**

●未加入者及び特例免除の影響を排除 → **69.9%**

【資料出所】

「平成18年度国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」(社会保険庁)